

令和6年

厚生委員会会議録

とき 令和6年8月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和6年8月26日(月) 午後1時00分～午後2時35分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 松永よしひろ 副委員長 石田秀男
委員 渡辺ゆういち 委員 若林ひろき
委員 ひがしゆき 委員 鈴木ひろ子
委員 筒井ようすけ 委員 やなぎさわ聡

出席説明員 新井副区長 寺嶋福祉部長
東野福祉計画課長 佐藤障害者施策推進課長
松山障害者支援課長 菅野高齢者福祉課長
檜村高齢者地域支援課長 豊嶋生活福祉課長
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)
阿部健康推進部長 遠藤健康推進部次長
(品川区保健所長兼務) (品川区保健所次長兼務)
(地域医療連携課長事務取扱)
若生健康課長 赤木生活衛生課長
五十嵐参事 石橋品川区保健所品川保健センター所長
(品川区保健所保健予防課長事務取扱)
福地品川区保健所大井保健センター所長
池田国保医療年金課長 三ツ橋品川区保健所荏原保健センター所長

○午後1時00分開会

○松永委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察についておよびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 報告事項

(1) 令和6年度高齢者福祉行事について

○松永委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

(1)令和6年度高齢者福祉行事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、報告事項の(1)令和6年度高齢者福祉行事につきまして、ご説明申し上げます。

9月の敬老の日前後から秋口にかけて高齢者福祉行事が集中していることから、例年この時期にご報告をさせていただいております。

それでは、福祉計画課資料をご覧ください。上から順に説明をいたします。

まず、百歳訪問につきましては、長寿お祝い事業の一環として、区長および品川区社会福祉協議会会長等が区内在住の100歳の方1名を訪問し、お祝い品として区内共通商品券を贈呈しております。

次に、長寿お祝い事業です。対象、お祝い品の内容は記載のとおりです。まず、100歳以上の対象者のうち、訪問可能な方へは区と社会福祉協議会職員が訪問し、お祝い品を贈呈します。それ以外の方へは、お祝い品につきましては郵送をしております。101歳以上の方、白寿99歳、卒寿90歳、米寿88歳の方につきましては、お祝い品として区内共通商品券を郵送しております。施設入所者へは、それぞれの施設へ区職員が持参いたします。

次の2つでございますが、品川区社会福祉協議会の独自事業でございます。施設入所者敬老祝い品につきましては、特別養護老人ホーム等入所者に対し例年、菓子等を贈呈しているものです。町会・自治会敬老祝金につきましては、敬老会を実施する町会・自治会に対しまして、民生委員を通じ例年、1万円を贈呈しております。

次に、シルバー成年式ですが、こちらは区内在住の70歳の方を対象として、9月14日の土曜日、スクエア荏原で開催いたします。対象者、開催内容は記載のとおりです。

次に、敬老の日の集いは、9月中にシルバーセンター・ゆうゆうプラザにおいて演芸大会などを実施します。また、10月上旬から11月下旬にかけては、シルバーセンターまつり・ゆうゆうプラザまつりを開催いたします。しながわオレンジフェスタ2024でございますが、認知症サポーターが企画する認知症普及啓発イベントでございます。昨年に引き続きまして、10月13日の日曜日にしながわ中央公園で実施いたします。フレイル予防フェスタ2024は、フレイル予防に関する講演会等を11月9日土曜日に中小企業センターで行います。

次に、品川区高齢者グラウンドゴルフ大会は、10月1日の火曜日、西大井広場公園で行います。品

川区高齢者輪投げ大会は、11月14日木曜日、総合体育館で開催いたします。

敬老の日入浴サービスは、敬老の日前後に区内各公衆浴場で行われます。最後にシルバーパスの一斉更新です。これは東京都の実施事業で、7月中旬から9月30日の月曜日まで更新手続きが行われます。

○松永委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) (仮称) 戸越四丁目障害者グループホームの整備・運営事業者の選定について

○松永委員長

次に、(2) (仮称) 戸越四丁目障害者グループホームの整備・運営事業者の選定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

それでは、(仮称) 戸越四丁目障害者グループホームの整備・運営事業者の選定について、ご報告いたします。資料をご覧ください。

本件は、本年2月27日の厚生委員会にて事業者公募を行う旨を報告しまして、今般その事業者の選定を行いましたので、ご報告いたします。なお、本件公募では簡易型プロポーザル方式により審査を行い、2事業者のうち1事業者を選定いたしました。

まず、資料1、概要ですが、所在地、貸付面積は記載のとおりです。事業手法は、使用貸借契約による無償貸付とし、貸付期間は30年です。この期間には開設準備および原状回復期間を含みます。施設種別は、共同生活援助(障害者グループホーム)で、運営形態は民設民営とし、事業者が設計、建設の上、運営していくこととなります。

続いて2、選定事業者は、一般社団法人アプローズ、所在地等は記載のとおりです。

続いて3、選定理由です。当該事業者は、近隣区で障害者グループホーム2施設を運営しており、ほかにも就労継続支援事業や就労定着支援事業などを行っており、障害者の自立支援に力を入れている事業者でございます。これらの事業実績から、安定的なグループホームの運営が期待できるという点がございました。また、当該事業者は、ただいま申し上げた今までの事業運営等におきまして、区や地域団体等の調整の経験も踏まえて、関係機関との連携・協力の重要性を十分理解しており、近隣住民にも配慮した丁寧かつ柔軟な対応が期待できると考えております。

最後に4、スケジュール概要です。これから、令和8年度にかけまして設計、工事を行いまして、令和8年度中に開設という予定で進めてまいります。なお、事業の内容や事業所の募集および選定等に係る審査基準等につきましては、別紙として実施要領に書いておりますのでご確認ください。

○松永委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

まず、応募が2者ということだったということなのですが、2月27日のときの説明でも、これまでも400者ぐらいに案内を出して、そのうち、小山七丁目のところは1者だけということだったと

思うのですが、それを超えてもっと広げていきたいみたいなことであつたと思うのですが、それはどういう形で募集をされたのかというのを伺いたい。

それと、2事業者あつたということなのですが、その中でこの一般社団法人アプローズというのが選ばれたというのは、2つの事業者を比べて、こちらがどういうところが優位だったというところがあるのか、それは選定会議とかが行われていると思うのですが、そういうときに選ぶ基準というものは、指定管理者と同じような形で点数をつけたりという形でやるのか、そこら辺の選び方についても伺いたいと思います。

それからこれ、一般社団法人ということなのですが、これは非営利ということでもいいのか、その点についても伺います。

それから、このアプローズというのは、この事業所は品川では多分初めての事業者だと思うのですが、ここに若干、選定理由のところどんな施設を運営しているかということは書かれているのですが、どんな事業者なのかをもう少し分かる範囲で伺えたらと思います。職員、アプローズのこの2施設だったりとか就労Bとかもやっていたりすると思うのですが、トータルで職員体制、どれぐらいの事業者なのかも伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

順番にお答えしてまいります。まず、応募2者の中から1者を選定したということで、応募自体は最初、8者ございまして、その中から、資格要件等の関係で、資格がなくて要件に当たらないところ、それから辞退をされたというようなところもございまして、最終的には審査会に2者が残ったところを審査しまして、1者を選定したというような形でございます。

なお、周知でございますが、郵送それからファクス等で、都内それから近県のところでグループホームを運営する事業者等に案内を送付して、こういった案件を公募しておりますというようなものを周知してございまして、郵送で実績としまして57件、それからファクスで654件ということで、こちらのほうでは周知を行ったところでございます。

それから、今回こちらの事業者を選定した理由ですけれども、選定理由は先ほど申し上げた部分が主なところではございますが、2者の比較の中では、こちらで選定理由を述べているものが他事業者に比べて優位であつたところ、それから逆に、選定しなかつた事業者のほうにおいては、人員体制の確保ですとか建物の計画等についてこちらで審査をした結果、今回選定した業者のほうでそういった部分においても上回っているというところで選定をした次第でございます。

なお、選定の経過でございますが、別添でつけております実施要領の10ページ目に、事業者の選定方法ということで、審査会等を行う旨の記載を、審査会を行い、それからその結果を踏まえ、選定会議というものを行って、審査をするというところでなっております。

順番前後しますが、その前の9ページに、その審査の基準等を示しまして、その部分について審査会等では事業者への提案のヒアリング等を行いながら点数化したところで、順位といたしますか選定の審査をした次第でございます。

それから、選定した事業者のアプローズでございます。こちらは一般社団法人ということで、NPOではなく、記載のとおり一般社団法人となっている事業者でございます。

こちらの事業者の実績ですが、近隣区と先ほど申し上げましたが、港区と大田区でそれぞれグループホームを運営しているほか、先ほど申し上げたような就労支援のB型等を実施している事業者でございます。各施設全体のスタッフ数とかまでは、就労のところまでは確認はできておりませんが、事業者か

らいただいている資料ですと、港区のグループホームにおいては、定員8名のグループホームを実施されていて、職員が4名で対応されているというようなどころで聞いている状況はございます。

○鈴木委員

説明の段階でもう少し詳しくしていただけたら、一つ一つ聞かなくてはいけないということになるので、もう少し詳しく説明していただけたらということで、これは毎回申し上げているのですけれど、要望として出させていだきたいと思います。

それから、補助金なのですが、この補助金についてもこの2月27日のときに私、質問して回答されているのですが、このときに、東京都の補助金のほうが令和5年までというところでは令和6年度がどうなるのかというところは、課長の答弁としても、それは令和6年度はどうかというの確認をさせていただきますという答弁だったので、これは令和5年度と同じ形で補助金がつくようになるのか、その確認をさせていただきたいと思います。

それで、ここで、募集要項のところでもいろいろとそういうものは出てきている部分あると思うのですが、具体的に補助金は、品川区で1ユニット当たり最大で2,500万円で、東京都のほうが1ユニット当たり、平米数にもよるけれども最大3,520万円というふうな、その8分の7ということでの答弁だったので、そういうことでいくとすると、ここのグループホームの補助金というのは幾らぐらいになるのか、整備費全体の何割ぐらいが補助金で賄えることになるのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、ここの障害者グループホームの2ユニットで、ここにも書かれていないのですが、10人くらいということだと思うのですが、その確認をさせていただきたいのです。2ユニットで10人ということになると、ここのグループホームの職員体制というのはどの程度になるのか、多分そういう提案も、この募集要項でも資料2ということで書かれているのでされていると思うのですが、サービスの提供体制というものも資料として出すように書かれているのであると思うのですが、その職員体制についても伺います。その中で、有資格者が、どんな資格の方がどれくらいいるのかについても伺います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、都の補助金の令和6年度ですけれども、こちらは、令和5年度に引き続き、メニューとしては設けられておまして……。

○鈴木委員

同じですか。

○佐藤障害者施策推進課長

そうですね。補助率、それから基準額と2点同じ形で設けられているというふうに認識しております。

それから、それを踏まえて、今回の施設のほうでの補助金の割合というところですが、今回選定した事業者の提案としましては、建設費が約1億5,000万円ほどの想定の見込みでして、そのうち都の補助金が7,000万円ほどの見込み、それから、今事業者のほうから、3ユニット、3人、3人、4人の形での10名への提案になっておりますので、区の補助としては7,500万円を想定してというようなどころで、補助金の利用を想定してご提案をいただいているところになります。

それから、人員体制というところでは、今申し上げた3ユニット10名程度ということで、管理者兼サービス管理責任者ということで常勤1名、それから、世話人の常勤1名、非常勤2名、常勤換算で計2.6名、それから、生活支援員で常勤1名、非常勤1名、常勤換算では1.6名というようなどころ、

それから夜間にも夜勤1人の配置の提案等もございまして、職員が途切れなくシフトを組めるような形での提案をいただいている状況になります。

○鈴木委員

有資格者は。

○佐藤障害者施策推進課長

失礼しました。資格要件のものについては、ちょっと今、手元に資料がありませんで、すぐにお答えができる資料が特には持ち合わせていない状況になります。

○鈴木委員

あとは、この実施要領の2ページのところで、利用対象者なのですけれど、「知的障害者（身体障害等との重複含む）」ということを書かれていまして、「なお、区としては障害者の高齢化・重度化を見据え、中・重度の障害者が入居可能な障害者グループホームの整備促進を図っています。その点を考慮した提案としてください。」ということ書かれているのですけれど、ここの施設の中・重度の障害者の方を優先するというで入れるようになるのか、その点を伺いたいと思います。

それで、出石とかは全部点数化して、高い順番から声をかけるという形でやられたと思うのですけれど、そういう形でこのところに対しては、区も、誰をどういうレベルの方を、どういう障害区分の方を入れるのかという、対象者に対しては区も関わって選んでいくということになるのか、それとも施設任せになるのか、その点も伺いたいと思います。

それから、重度というところは、どの程度までの重度ということ考えられているのか、支援区分6の方とか、そういうところまでの重度の方がこの対象となるのか、そして、例えば日中の時間帯もグループホームで過ごすことができるような、そういう体制も取るようなグループホームということでの対象者も考えられているのか、その点についても伺います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、中・重度の方の受入れというところにつきましては、事業者からの提案でも、主に区分3から5の方を中心に、平均して4程度になるぐらいの形での受入れを想定している、そういうような形での提案をいただいているところではございます。

また、審査の時点で事業所に聞き取りをしたところでも、他の施設で区分6の方を受け入れている施設での経験がある方を職員として確保するような形の体制も取っていらっしゃるということで、そういったところの受入れ体制は準備されているというふうに伺っております。

ちなみに、受入れ方法も、入所の規定ですけれども、ここについては、任せきりということではなく、区と連携して入所の方を決めていくというような形で受入れをするようなところでは、今後の段階で話をしているところではありますが、具体的に今おっしゃっていただいた出石のような形を同じように実施するというようなことも含めまして、具体的な方法についてはまだ決まっておらず、これから事業者と調整していくというような状況でございます。

○鈴木委員

出石のときも、16名に対して87名、実質、実際は1人断られて86名ということでしたけれど、かなりその希望される方は多いと思うのです。そういう中で、何度申し込んでも入れない、すごく入りたいという声もすごく聞いていますし、私たちも団体のほかの皆さんと会派の方も懇談をする中でも、グループホームの整備というのは本当にどの団体からもすごい切実な要望として出されているのです。

では、その中で、これからもどんどん建設していただきたいと思いますけれども、でもそのでき

たときに、そこら辺の入所のどういう方に入ってもらえるのかというところでは、透明性、公平性の担保というのが必要なのではないかなと思うのですが、そこら辺のところに対しては、区としてはどう考えられているのかも伺いたいと思います。

それから、先ほども少し申し上げた、日中の時間帯もグループホームで過ごすことができるという、そういう方も受け入れられるのか、また、医療的ケアの方とかも受け入れられるのか、その点も伺いたいと思います。

それから、ここの4ページのところで、貸付面積というもののその土地の面積は332.43平米と出ているのですけれど、これは、延べ床面積は何平米ぐらいになるのか、その点も伺いたいと思います。

それから、この間、これも30年の、定期借地で30年たったら基本的に原状回復ということで書かれているのですけれど、でもこちらの実施要領の中では、その時代の状況に合わせて、もしも必要だったら更新できますよということで書かれていたので、そのところは、30年たったときもそれがまだまだ需要があるよということで、事業者も続けたいということであれば、また更新ということできるとところは、改めて確認をさせていただきたいと思いますけれど、その点も伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、入所のところですが、こちらの施設の入所の部分につきましては、先ほど申し上げたようにこれから調整という形になりますので、今おっしゃっていただいたような公平性等も含めて、入りたい方、特に必要度が高い方というようなところも含めまして、その方法、選定のところについては事業者と調整を進めてまいりたいと思います。

また、今回区が整備している案件ではございますが、そのほか今、民間事業者が建設、運営するようなグループホームにつきましても、開設のセミナーですとか相談会といった事業を実施いたしまして、誘致、参入というような形のところを努めているところでございますので、そういったところで少しでもニーズに応えられるようなグループホームの整備を進めていければというふうに考えている次第でございます。

それから、今回整備する施設につきましては、その提案としましては、サービス型ということで一般的な日中の部分につきましては、基本的には他事業所への通所ですとか、就労等その他の部分でお過ごしいただくような施設を想定しているものではございます。

それから、医療的ケアに関しましては、必要なケアが様々なところもございますので、対応できるような、例えば自己管理ができるような部分で対応ができるようなところがあれば、ご入所いただける場合も出てこようかと思いますが、その部分については、必ずしも全ての方を受け入れがえる体制というところまでは、今のところは申し上げられない状況になります。

それから、延べ床面積ですが、今回提案のあった事業者の建設の計画での延べ床面積は313.02平米ということで提案がございましたが、こちらでもまた、今後の調整等で、建設の計画等を事業者と区のニーズ等を含めて調整してまいりますので、変わっていく可能性はあるかというふうに認識しております。

それから、貸付期間30年というところですが、こちらは委員おっしゃられたとおり、30年後の状況、事業の継続ですとかそのときの社会情勢等を踏まえまして、調整のところで更新ということも、制度としては考えられるというような認識で続いている状況でございます。

○松永委員長

鈴木委員、そろそろまとめてください。

○鈴木委員

あと、この一番最後のページのところにいろいろと提出書類というのが書かれているのですが、施設的设计図とかも出てきていると思うのですが、これは何階建てになるのかも伺いたいと思います。

それから、ナンバー3のところでは利用者支援方針および支援内容ということで書かれていますけれども、利用料については食費とか家賃とか幾らぐらいになるという提案になっているのか、その点も伺います。

それから、18番目のところで離職率集計表というのがありますけれども、この事業者は離職率ほどの程度になっているのか、その点も伺います。

それから、一番初めにご説明いただいたところで、建設費用が1億5,000万円程度で、補助金が1億4,500万円出るということであると、建設にかかるその事業者負担というのは500万円程度で建てられるということで考えていいのか、その点も伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、今回提案のあった内容で申しあげました施設は、2階建てでの提案となっております。

それから、利用料の提案ですが、家賃が月額3万4,000円ということでの提案、そのほか、食費が月額3万7,500円程度というところで、トータルでは区内の相場というようなところでは同等程度の提案かというふうに認識しております。

それから、離職率ですけれども、令和5年度が5.9%ということでもいただいております、国の発表している令和4年度の離職率全体が15.3%というふうに伺っておりますので、その数値は下回っております、安定的な運用をされているというふうに認識しております。

建設の提案としましては1億5,000万円程度で、おっしゃっていただいたように、補助金額が1億4,500万円程度ということで、ほぼ全額、おおむねの部分を補助金で賄う想定ということで提案がありまして、そちらは区のほうとしても確認している次第でございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○渡辺委員

すみません。2点伺います。

全国的にこのような福祉施設、障害者施設、計画時から課題というか、地域との連携などは非常に問題視というか、現実問題としてあるなど。そういう中で今回、私、ちょうどご当地だったので、事前からの調整、企画含めて、丁寧な説明、それで地域の理解は非常に僕は高いと思っております、そういう前提で伺います。

この中で、選定理由の中にも地域交流含めた近隣住民の配慮とか、こういうキーワードがかなり期待できるとあります。一つ情報としてありますのは、ちょうど私、ご当地ということもあって、町会長がこの件を行政から聞いて、それを町会の役員会で話したときの、非常に質疑も多かったのですが、結論から言うと婦人部を中心にすごく好意的で、私たちにできることあったら何かぐらいの意欲が高い役員会がありました。これはもう、私も見ていてほっとしたというか。それで、そういう前提になったときに、いざできて、今度、事業者も確定した中で、やはり人との交流ですよ。人間関係、これが恐らく今の働き方改革等の流れの中では、職員もいろいろな制限があると思うのです。気持ちはあってもなかなか、シフト上だとか、制約ができてしまう世の中だと思うのです。それを踏まえて、事前からこの事

業者と行政内でうまくやり取りをしてほしいという思いで質問します。

例えば、職員の立ち位置だとか、あるいは代表者だけではなくて会社として、そういう地域交流をより掘り下げてほしい、深めてほしいと。これは、恐らく一過性ではなくて、あるいはこの1か所の問題ではなくて、これからいろいろな展開をするときには非常にいいモデルになり得るなど僕は思っているので、そういう意味で、どんな言い方があるかあれですが、例えば本来業務が普通に入居者の方のサービスであれば、地域との交流だとかが本来業務というところと微妙だと思うのです。ところがそれを一歩進めてもらって、それは非常に入居者にとってもメリットが大きいという観点から、行政として何らかプッシュできないかどうか、これを教えてください。

それと今度はハード面、ここの経緯なのですが、しばらくは本当に10年以上暫定利用という中で、旧学童保育の跡地を社会福祉協議会が管理して、倉庫であり、園庭は近隣の認証保育所等の利用があったと。実際暫定とは言いながら、まだ10年以上そういう利用があると、全部が全部は継続できなくても、やはりここも言い方をいうと経緯を配慮した施策というか整備もそうだし、そういうことを所管からがうまく伝えられないかなと。というのは具体的に言うと、リサイクル等で一時的な集積所にしていたり、もちろん、さっき言っていた保育所、保育園が園庭利用していたり、あるいは、1年に何回かですけれどもイベントあるいは祭礼等の休憩所に使っていたりというのがあるのです。これがでは、2年後できました、ゼロベースというところ、非常にやはりそこに落差が出てしまうと思うので、少しでもその要素が、配慮が取り入れられると全然違ったスタートを事業者も切れると思うのです。この辺、所管の立場での関わり、あるいは後押し、意欲を教えてくださいなと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、地域との連携、町会等との部分でございますが、委員おっしゃっていただいたようなところで、先ほど選定理由のところでも申し上げました、実績のある区での運営等の際につきましても、地域等から様々なご意見を伺ったところを丁寧にお聞きして、そういった部分に応えていったというような経過を伺っておりますので、そういった部分を踏まえて、十分な対応が引き続きできるようなところは、こちらのほうからも働きかけていくと同時に、それから、今回の応募につきましても、提案の中でも、住民説明会等を小まめに行うことで、近隣の方ですとか町会の方等、建物が建つ前から現在、これから設計等、詳しく入っていくところもございまして、そういったところも踏まえまして、丁寧にご意見をこちらの施設でも伺いながら進めていきたいというところでお聞きしているところではございます。

それから、建つてからの部分につきましても、地域行事等への参加ですとかといったところも踏まえて、これも繰り返しにはなりますが、他施設での実績等も踏まえて行っていらっしゃるかと伺っていますので、改めてそういったご要望を事業者伝えて、綿密な打合せの下にこちらの整備を進めてまいりたいと思います。

それから、建物の部分につきましても、今回ご指摘いただいたようなところで、従前これまで、現在利用している状況でございます。保育所等の部分につきましても、既にお話を聞いて、建物が建つと同様に使えないというようなことについてはご承諾をいただいたりというところは進めていると同時に、それから、少し具体的なお話になりますが、リサイクルの集積所とかといった部分につきましても、可能な範囲で場所の部分、こちらについては、できる範囲の部分についてはご要望に応じていきたいというところもございまして。

様々、お声を区のほうも直接伺って、対応できるものについては工事の建設の部分等が反映されていくように、事業者のほうに伝えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○ひがし委員

様々ご説明ありがとうございました。1点だけ確認させてください。今回、ファクスだと654件で郵送だと60件以上の周知を事業者にされたということで、応募が8者あったうちで、今回この決定したアプローチ、何を通じてこの募集を知ったのかという点がまず1点。あとは、応募が8者あったうちで審査会のほうまで行ったのは2者ということで、資格というところ以外の辞退した理由も把握しているものがあれば教えていただきたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

決定したアプローチのほうは、周知のものもちろん確認しているところと、伺った話では、以前から品川区での事業展開を検討されていたというふうには伺ってしまして、そういった中で公募案件を見つけていただいたというようなことで伺っているところでございます。といったところで今回、応募いただいたというふうに伺っております。

それから、辞退された業者の理由ですが、伺える範囲でいうと、今回整備する土地で建てられると想定する建物では、この事業者が考えている形での事業を実施するのが難しそうであったことですか、あとは、障害者の中・重度の方を受け入れるというようなところで、職員体制の整備等について確実なところを今回設定するのが難しいと考えられて辞退されたというようなところが伺えられたことでは聞いているところでございます。

○ひがし委員

総数でいうと700件近く周知をして8者で、選定進んだのが2者というところがどういう評価なのかなということが少し気になるころではあります。幅広く周知をしていただきたいと思う一方でやはり、周知するのだったら、応募していただいたりとか新たな事業の展開というところをいろいろ提案していただいたほうが、いい事業所を区としても選べるのかなと思いますので、その辞退理由とかを聞いた上で周知の方法についても改めてブラッシュアップしていただければいいなと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

グループホームは運営がすごく厳しいというのをよくお聞きするのですが、そういうこともあってこれだけ応募が少ないのかなという思いがするのですが、前回のときに私が質問したところで、品川区で有資格者に配置をしているところに対しては助成をするというものがあると思うのですが、有資格者助成を受けているというのは1か所しかないということなのですが、今でも1か所しかないのか。それで、この有資格者というのが看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、介護福祉士、あとは区長が認める者ということであるのですが、これだけの様々な資格のあるところで、これの資格も全くないということをやっているところが多いということなのではないでしょうか。

それからあと、ここの事業者は、この有資格者の配置助成というのが受けられる配置になるのか、その点、先ほど有資格者の状況が分からないということだったので、それも分からなかったらまた、後で教えていただければいいのですが、分かるようであれば、その有資格者配置助成が受けられる施設になるのか、その点を伺いたいと思います。

あともう一つ、たしか区立のグループホームは、食費は2万幾らだったような気がするのですが、

それで家賃は3万円だったような気がするのですが、何か食費が3万7,500円とは少し、区立に比べたら高いのではないかなと思ったのですが、そこら辺の、なぜこれだけ高いのかなど。先ほどほとんどあまり変わらないということでは言われたと思うのですが、実際そうかなと思ったので、その確認だけさせてください。

○佐藤障害者施策推進課長

有資格者助成の現在の件数については、障害者施策推進課で把握しておりませんで、申し訳ございません。

それから、今回の施設に関しても、定員それから職員体制の部分もございますので、こちらの施設が有資格者配置助成に該当されるかどうかについても、現時点ではお答えが難しい状況でございます。

それから、食費の部分ですけれども、こちらの施設については、事業所で手作りするというような形のところを特徴とされていて、そういったところで食事に力を入れているという部分では伺っております。そういった部分で、食材費等を含めて適正な部分になるかどうかということについては、こちらにも提案のところにはなりますので、今後、先ほどおっしゃっていただいたような区周りのところの金額等も見て、適切な設定を事業者と調整してまいりたいと考えております。

○松山障害者支援課長

私のほうからは、有資格者助成の状況についてお答え申し上げます。現在も有資格者助成では1事業者がご利用いただいております、やはり活用される事業所が少ないため、今年度、現在のグループホーム運営費助成について活用しやすいような要件等の見直しについて検討している最中でございます。

○鈴木委員

本当にグループホームの運営が大変ということをよく伺っていただき、そしてまた、グループホーム、資格が問われないので、本来であれば、障害者こそ資格が問われるような仕組みになってもらいたいなとかねがね思っているところなので、ぜひ有資格者の方が入って、そしてなおかつ運営が成り立つような方向で、ぜひご検討いただけたらと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○若林委員

何点か確認をさせていただきます。

まず、ここでは代表者、代表理事が古仲さんというお名前、一方でアプローズの2つ……。聞き漏らしです。では、下の名前の漢字まで一緒なので、名字が光枝さんとなっているので、ここら辺、私はどういうふうに認識したらいいのかというのが1つ。

それから、2者ということで、両方お聞きしたいと思いますが、まず、そのアプローズは他区で2か所、これは精神のグループホームで、通過型という表記をされております。もう1者、2者のうち1者のほうは、どのぐらいの規模で何か所、障害種別のグループホームをどのようにされていたのかというのを確認させていただいて、今回は資料のとおり、主にか知的な障害のある方で、括弧で身体障害等も含むということになっておりますので、ここら辺、アプローズはいわゆる知的のご経験がないと、蓄積の経験がないというところで、もう1者のお答えも含めて、どのような評価をされたのかというのを確認させてください。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、代表者のお名前でございますが、今回の資料にありますお名前が現在の名前で、恐らく、ホー

ムページ等一般に出ている部分については旧姓をご利用されているというようなことで伺っているところではございます。

それから、実績ですけれども、今回選定しなかったほうの事業者に関しましては、都外のほうで1か所グループホームを運営はしていらっしゃいますが、そちらが昨年度からの開設というようなところで伺っています。今回、そういった部分の実績においては、アプローズのほうに関しては、港区のほうで2016年から、それから大田区のほうで2021年からということで、いずれも今、指摘があったように精神の通過型というところではございますが、事業者としましては、知的のグループホームについてもこれまでも検討されていたというふうに伺っておりまして、今回、そういったところで公募があったということでお申込みをいただいたというふうに伺っております。そういったところも踏まえまして、今回選定したアプローズのほうの実績については安定的な運営が期待できるというようなところで選定した次第でございます。

○若林委員

2者を比較しているということで、これも比較するしかないわけですので、今のご説明で、もう一社がそういう状態であるということで、一定の認識はできるかなと思います。ただ、やはり知的と精神と全く、いわゆるグループホームという仕組みの中ではこれは同じなのかもしれませんが、まさに障害のある方お一人お一人に対応するという部分では、スキルとか資格とかというものは、これはもう全く別物というところで、今後1年、2年の間でそこら辺もしっかり、あつてはいけないことなのでしょうけれども、造ってみて利用者の方から何か重大なクレームがあるとかということ、これはもう必ず避けなければいけないと思いますので、そこら辺の区の方考え方を最後に確認させていただきます。

○佐藤障害者施策推進課長

委員おっしゃるような形で、もちろん2者から1者選定したわけではございますが、必ずどちらかを選ぶというよりは、事業者そのものがやはりきちっとした運営ができるものでなければ、今回、運営する事業者として選定できないというようなことも可能性としては頭に置いた上で、今回選定した次第で、その中で、こちらの事業者であればきちんとしたグループホームの運営ができるというようなことで認識をしているところではございます。

また、今回、実際運営するというふうになった場合について、事業者が運営に当たる職員体制等の中では、施設長等に知的のグループホームでの経験がある方を配置したりというようなところでは想定されているということで、法人としましては直接のこの種別の運営実績はないにしても、実際の対応としては、そういった形で経験を持った方で運営ができるというようなところでの提案をいただいております。そういったことも加味しまして今回選定をしたところでございますので、引き続き事業者の体制、きちんと確認しながら、区としましては適宜一緒に進めてまいりたいというところではございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和6年度高齢者新型コロナウイルス定期予防接種の実施について

○松永委員長

次に、(3)令和6年度高齢者新型コロナウイルス定期予防接種の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○五十嵐保健予防課長

私から、高齢者新型コロナウイルス定期予防接種の実施につきまして、説明させていただきます。

対象者は、高齢者インフルエンザワクチンと同様で65歳以上の方、こちらは約8万1,000人の方になります。もう一つ、60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方、こちらの方は8月9日現在で151人いらっしゃいますが、こちらの方々になります。

接種期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日です。

接種ワクチンにつきましては、まだ決定されておりませんが、ファイザー社、モデルナ社をはじめ数社のワクチンが承認される見込みとなっております。

接種場所につきましては、品川区および22区の契約医療機関で接種ができます。

自己負担額ですが、3,500円で、生活保護受給者等は無料となっております。記載のとおり、接種費用につきましては、ワクチン接種の金額自体が1万5,391円となっておりますが、今年度は国の補助がありまして全国一律で8,300円補助があります。そのため、7,091円となりますが、そのうち半額程度の3,591円を区が助成しまして、自己負担額は3,500円となります。

予診票につきましては、65歳の誕生日以降に接種した場合のみ、定期接種になりますので、令和6年12月31日時点で65歳以上になる方につきましては、高齢者インフルエンザワクチンと一緒に令和6年9月20日に発送の予定です。また、令和7年1月1日から3月31日の間に65歳になられる方につきましては、令和6年の12月下旬に発送の予定としております。

接種方法ですが、接種希望者は契約医療機関に各自予約をしていただき、予診票を持参し、ワクチンの接種を受けていただくこととなります。

○松永委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○ひがし委員

1点だけ。ワクチンの接種について、数社のワクチンが承認されていて、こちらに対する副反応の把握と対応とかは、国でやっていることもあると思うのですが、区としてどういう把握をしているのかということを確認させていただきたいと思います。

あと、前回、1月にあった委員会の報告で、新型コロナウイルス感染症対応の検証というところの報告書、とてもすばらしいというふうに委員会の中でもお話があったと思うのですが、そういうところにワクチン接種の副反応の内容が載っていなかったのも、そういうところは区としてどういうふうに認識をしているのかということと、あとはコロナ後遺症ということも最近ニュースでも言われているのですが、そのことについても区として把握、また対応していることがあればお知らせください。

○五十嵐保健予防課長

現在、これから定期接種の予定のコロナウイルスのワクチンですが、まだ正式な決定ということにはなってございませんで、薬事としてはファイザー社とモデルナ社の2社は承認されていますが、こちらは新型コロナウイルスワクチンの定期接種の予防接種としますということまではまだ決定していない状況となっておりますので、ちょっと新しいワクチンについての状況につきましては、まだこちらも把握がきちんとできていない状況になってございます。

また、ワクチンの副反応につきましては、まとめのところには記載していないところですが、様々な副反応ございまして、軽いものから重いものまでございますので、全てをなかなか挙げるということも難しいですし、また、特に軽いものですとのぐらいの数出たかということまでは、全ての数は把握できないということもございまして、載せていないところにはなっております。

また、後遺症についてですが、最近は相談もかなり少なくなって、ほとんどないような状況になってございますが、今までは相談等あった方とかもございまして、そういう方につきましては診ていただけるような医療機関をご紹介させていただいたりということで、対応させていただいております。

○ひがし委員

実は、お盆過ぎてからまた、コロナが急増しているというところで、医療機関の方々からコロナの患者が増えているということと、併せて後遺症も増えているということで、お話を伺うと、1回目にかかるときよりも、例えば3回目にかかったほうが後遺症の発症率が高いということで、1回目だと10%ぐらいだったのが36%とかで増えるということで、多分これからコロナにかかった回数が増える人が多くなるにつれて後遺症の方も増えるから、区としてもぜひ対応していただいたほうがいいかなというふうにご相談等受けておまして、なので区としてもぜひ、国のことだからとワクチンのことではしているわけではないと思うので、区として、相談が少なくなってきたというところ、もしかすると窓口が分かりにくかったりとか何かあるのかなというふうにするのですけれど、今後どういうふうにしていこうかなということも改めて聞かせただければと思います。

○五十嵐保健予防課長

コロナウイルスにつきましては5類感染症ということになっておりますので、特別コロナウイルスに対してというものを大きく出していくということはあまり考えていないところですが、まだ、感染症の対応としてはホームページ等にも残させていただいているところです。ですので、健康のご相談ということであれば保健センターでもお受けすることはできますし、もちろん保健予防課のほうにご連絡いただいても対応させていただきたいと思っております。

私の周りでも、コロナの方がかなり職員でもおまして、聞くとやはり、匂いがしないとか、そういう方は何か増えているのかなという印象はございますが、もしかするとちょっと軽めな後遺症が増えているという部分があるのかもしれませんが、また、こちらのほうでもきちんと確認させていただいて、必要なものはホームページ等で周知させていただくように考えさせていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がありましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

5番の自己負担額のところなのですが、生活保護受給者等というのは、生活保護受給者以外のところで無料というのがあるのか、その「等」という中身を、あるのであれば教えていただきたいのが1点です。

それから、3,500円というのは、前の補正予算のときでも議論になったところなのですが、区によっては無料にするところもあるということで、そのときにご答弁があったと思うのですが、実際無料にした区があったのか、あったとしたら何区ぐらいが無料にしているのか、その点も伺いたいと思います。

○五十嵐保健予防課長

生活保護受給者等というのは、インフルエンザウイルスも一緒ですけれども、中国残留孤児の方など

になっております。

無料にした区ですが、港区は無料にするというふうに伺っておりまして、何区かあったかとは思うのですが、最終的なところは、どうするという話をしているときにまだ確認していた状況ですので、全てのことは確認できてない状況ではございますが、比較的3,500円にした区が多かったかなというふうに把握をしております。

○鈴木委員

その、補正予算のときにも申し上げましたけれども、今本当に物価高騰で生活が本当に大変な状況というのがありますので、3,500円というのはそこそこ結構、ぎりぎりの方にとっては大変な状況もありますので、希望する全ての方が接種できるようにということで、ぜひ無料化というところもご検討いただきたいと要望をしておきたいと思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○筒井委員

確認にもなるのですが、どういうふうに周知されるのかと、これ、あくまでも任意ですよ。定期接種、これは定期的に受けなければいけない。ちょっとその辺り、ご説明いただきたい。

○五十嵐保健予防課長

予防接種というのは定期予防接種と任意接種というのがございまして、定期予防接種につきましては、いつ頃にどのぐらい受けろというのが決められるものですので、こちらのコロナワクチンは高齢者のインフルエンザと同様に1年に1回打つ予定になるかと思っておりますので、高齢者につきましては、コロナウイルスのワクチンにつきましては定期接種になりますので、65歳、今お話しさせていただいた対象者の方については定期予防接種として実施していただくこととなりますが、65歳に満たない方たちに関しては、ご希望があれば任意接種で、全て自費で打っていただくという形になってございます。

あと、周知につきましては、対象者の方には直接予診票を送らせていただいております。また、広報等の周知させていただいているところになります。

○筒井委員

分かりました。これ、予診票についてなのですが、保存期間というのがあると思うのですが、品川区の場合、それを何年かにしているのか、その根拠は何に基づいているのかをお知らせください。

○五十嵐保健予防課長

予防接種法におきまして5年間保存することとなっておりますので、一応5年間保存させていただいているところですが、現在は少しずつ電子媒体での記録になっておりますので、それを5年たったから捨てるという状況にはなってございませんが、紙に関しては一応5年は保存をさせていただいているということになっております。

○筒井委員

というのも、先ほどほかの委員から後遺症のお話も出ましたけれど、この新しいタイプのワクチンということで、長期的にやはり、どのような影響が出てくるのかということを見なければいけないと思っておりますので、その5年間の保存で果たしていいのかと、もう少し長期的に保存すべきではないかと考えておまして、紙の場合はしようがないとしても、データとしてもう少し、5年以上保存していったほうがいいのかと考えております。

実際にも、自治体独自の判断で延長しているところがありますので、小平市か何かは30年というふうになったようです、我孫子市は10年ですけど、そのデータですと年数に関わらず、かなり長期的に保存できると思うのですが、ぜひ品川区としても5年間とは言わず、もう少し、少なくともデータとしてはもっと30年とか40年単位で保存していくべきかなと思っているのですけれど、その辺り、お考えいかがでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

現在も5年で捨てているわけでは、紙の予診票は別として捨てているわけではないので残っている部分もございますし、お子さんのものにつきましてはもう少し長く残させていただいている部分もございますのであれですが、現在厚生労働省のほうで、電子媒体で残していくことというのを検討されているところで、今現在は打った自治体でしかデータが残っていないところなのですが、今度マイナンバーが入ることもありますので、どこの自治体に行っても自分の接種歴が見られるような状況のことを考えているようですので、そちらのほうで長く残すようなことも検討されていると思いますので、そちらのほうに合わせて品川区のほうもやっていきたいと思っていますところでは。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○若林委員

この接種場所、品川区とあるのですけれど、これはどこでしょうか、教えていただきたいのと、あと、22の医療機関ということで、これがオープンになることはホームページのコロナ関連のページでこういう接種場所、具体名を掲載するというふうになると思うのですが、そのタイミングはこの予診票を発送するというタイミングでオープンになるのか、その前後になるのか、その辺の確認を一つさせてください。

○五十嵐保健予防課長

接種場所につきましては、品川区および22区の契約医療機関ですので、23区どこの契約医療機関でも接種ができることになってございますので、高齢者インフルエンザと同じような形でやらせていただいているので、23区乗り入れになってございますので、ほかの区でも打つことはできます。ただ、区と契約をしていない医療機関では打っていただくことはできませんので、品川区につきましては、予診票と一緒に、打てる接種医療機関の一覧を送らせていただいているところです。ホームページのほうでいつ公表するかはちょっとまだ決めてないところですが、少なくとも接種者の方には予診票と一緒に届く形になっております。

また、22区の契約医療機関につきましては、品川区では把握できないので、主治医の先生が違う区であればそちらの先生にまず、伺っていただく。もしくはほかの区でも契約医療機関はホームページに掲載していますので、例えば大田区の医療機関にしたいということであれば大田区のホームページ見ていただければ確認はできる形になっているかと思えます。

○若林委員

そういうふうを読むのですね。失礼いたしました。ということで、ぜひホームページ上等での公表もしっかり掲載をしていただきたいなという要望です。

あと、3,500円の自己負担ということで、この3,500円がこの予診票等、また接種対象者がどういうふうに捉えるかなというのはすごく関心があるところで、例えばインフルエンザワクチンの接種費用、今年度から無償に、無料化になって大変ありがたいなと思っています。去年までは2,500

円を自己負担で、今年度から無料になった。それで、今のご説明だと、65歳以上の方はインフルエンザのものと一緒に送るというところで、片や無料、片や3,500円、ちょっと心理的受け止め方としては、どうしようかなと選ぶということに当然なると思うのです。

なので、これ、見せ方として、今年度から、去年までは2,500円インフルエンザは負担いただいていたけれども今年度は無料になっていますというふうなものをつけると、この3,500円に対しても、こっちがせつかく無料になったのだから3,500円のほうもちょっとやってみようかなというような、心理的に、金額的なものというよりも心理的な負担感を軽くできるような、そういう見せ方というのは一つ、工夫ができるかなと思ったので、一応発言をさせていただきました。

何かございましたらという言い方はちょっとないですけど、そういう意見を述べさせていただきました。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○やなぎさわ委員

3番のワクチンのところなのですけれども、数社のワクチンが承認される見込みということになっておりますが、もし現時点で区としてこの数社の社名がお分かりになればお教えいただきたい。

○五十嵐保健予防課長

現在開発しているところということで、申請されるかどうかまで分からないところではございますが、第一三共が今、やっているところと、あと、Meiji Seikaファルマ、あと、塩野義、あと、KMバイオロジクスとVLPセラピューティクスジャパンに関しまして、国のほうが補助金を出してワクチンの開発というのをやっておりまして、一応まだワクチンの開発をやっているところはそちらになります。また、第一三共、Meiji Seikaファルマ、塩野義につきましては、XBB.1のワクチンにつきましては承認はされていたところになってございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田（秀）副委員長

すみません。1点だけ。配付をされると思うのですけれども、その際に医療機関もかかれると思うのですが、注意事項というのかな、この前、これもう私、言っていて、すぐやりますからとか言っていたのですが、インフルエンザはいつでもどうぞ、その代わりコロナのほうは人数が集まらないとあれなので、コロナのほうだけは予約してくださいと言われたのです。こういうその注意書きみたいなものは、各医療機関で確認してくださいというようなことはもちろん書くのでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

基本的には、事前に予約をしていただいてから受診をしてくださいという形にはさせていただいているので、そのときに医療機関からお話はあるかなと思ってございます。ただ、今までよりは包装が小さくはなっているようでして、3人分とか5人分ぐらいとかになっているようなので、そういう意味では前よりは少し打ちやすいかなと思ってございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 国民健康保険被保険者への加入者情報の送付について

○松永委員長

次に、(4)国民健康保険被保険者への加入者情報の送付についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○池田国保医療年金課長

国民健康保険の加入者への加入者情報の送付についてのご説明等をさせていただきます。

加入者情報の送付につきましては、令和6年1月9日付で厚労省より発出されました「被保険者への加入者情報等の送付について」による依頼に基づきまして、国民健康保険に加入している全ての被保険者に対して送らせていただくもので、国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号、マイナンバーですけれども、これを通知することで情報の正確性を担保いたしまして、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用してもらうことを目的として行うものでございます。

こちら、別紙1の大切なお知らせというのをご覧ください。この通知でございますけれども、9月2日を基準日としまして、世帯主宛てに被保険者氏名と国民健康保険に登録されている個人番号の下4桁をお知らせするものとなっております。万が一、こちらマイナンバーと異なっていた場合には、国保医療年金課のほうにご連絡をいただくことになっております。こちらの右側の下のほうに四角がございますけれども、これは、音声コードを記載する予定ということで、四角のものがついているところでございます。

別紙2のほうを見ていただきますと、こちら、厚労省が作成しました、保険証の発行終了日とマイナ保険証についてのチラシということでございまして、こちらの別紙1と2を合わせたものを送らせていただくような形になります。こちらのほうでございますけれども、特定郵便というような形で、9月の24日を発送予定ということで今、準備をしているところでございます。

周知についてでございますけれども、こちらにつきましては、広報紙9月11日号の公示でのお知らせすることと、それから、ホームページということで行う予定としているところでございます。

○松永委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

今、現時点でマイナ保険証の登録は国保の中で何%ぐらいになったのか伺います。それから、登録はしていても実際使っていないという方が多いのではないかと思うのですが、実際の利用率というのが、国保の段階で分かるのかどうか分からないのですが、分かったら教えていただけたらと思います。厚生労働省のほうでは、2024年、今年3月の段階で利用率が5.5%だったのですけれども、直近のところで、厚生労働省のほうとかでもその数字が出ているものがあれば、その点も教えてください。

○池田国保医療年金課長

まず、国保被保険者の方の、マイナンバーカードを持ちの方でマイナ保険証の保有率というところでは、品川区では48.14%の方がマイナ保険証の保有率ということになっています。

○鈴木委員

もう1回数字を。

○池田国保医療年金課長

マイナンバーカードを皆さんお持ちだと思いますけれども、そのうちの方の48.14%が保険証の登録をされている方ということになります。よろしいでしょうか。

○鈴木委員

分かりました。

○池田国保医療年金課長

実際に利用されている方、こちら、マイナ保険証を持っている方で医療機関にかかる際に使われている方ということでございますけれども、品川区では9.1%の方が、こちらは、今年の4月現在のマイナ保険証の利用状況というところから出されたものでございますが、品川区は9.1%でございます、東京都の平均では8.8%ほどということでございますので、若干品川区の方のほうが、4月の時点からマイナ保険証の利用率は高かったということになっているところでございます。なお、全国的にどのように使っているかというところは、持ち合わせがないので、申し訳ございませんけれども、お答えはできません。

○鈴木委員

本当に実際の利用率がまだ1割にもなっていないという中で、すごい、いまだもって様々なトラブル、顔認証ができないだったりとか、登録番号を登録だったりとか、また、忘れてしまったりとか間違えてしまったりとか、そういうところで、かなり医療機関の現場ではいまだもってまだまだトラブルとか続いているというふうなことで報道とか何かもされているわけですが、そういうところは区としては把握されているのか、その点も伺いたいと思います。

それから、高齢者施設の対応というのが、保険証を預かって病院に連れていくとかということが多いと思うのですが、マイナンバーカードもそれから暗証番号も管理できないということで施設のほうから言われているということもこの問題になっているかと思うのですが、そこら辺のところはどういう形でか解決策があるのか、解決されているようなところがあるのか、その点も伺いたいと思います。

それから、現在は、何かトラブルがあったとしても最終的には保険証を持ってきてくださいということで、保険証で確認して医療の受診ができるということにつながっていくと思うのですが、これから、登録されている方が保険証がなくなった場合に、そういうトラブルがあったときに、最終的に保険証の確認ができないとなると、どういうふうの確認のしようがあるのか、その点を伺いたいのですが、この別紙1というのは、例えば別紙1を持ち歩いていて、どうしてもトラブルになってしまっただけで確認できない場合はこの別紙1で確認できるとか、そういうことにはならないのか、そこら辺のところの対応についても伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長

まず、トラブルの件でございますけれども、国保のほうでは現在、トラブルということで特段の声は届いてないという状況でございます。

それから、解決策ということですが、こちら、トラブルがないということで、解決策が今のところないと。

もう一つ、保険証がなくなってしまって、高齢者施設の方とか、あと、マイナンバーの保険証の登録をされている方で、保険証が12月2日以降なくなった方で、この方について医療機関についてどうするかというところでございますけれども、こちらの方につきましては、マイナンバー登録を保険証について登録されている方につきましては、資格情報のお知らせというものを発行することになっております。

それで、委員がお話しされていましたが、こちらの大切なお知らせ、これは、国民健康保険のデータベースに、マイナンバーに保険証の登録をされている方の番号が正しく登録されていますよということを確認してくださいということで、保険証というものは全く関係ないので、あくまでも登録されている内容をご確認して、合っていますのでマイナンバーカードを利用したマイナ保険証で医療機関のほうをご利用いただけるようにお願いしますということでございますので、こちらは確認をしていただくだけのものがございます。

12月2日以降どうしますかということでございますけれども、今、国民健康保険証につきましては来年の9月30日まで有効期限ということになりますが、その有効期限が切れる頃には、まず、マイナ保険証を登録されていない方につきましては資格確認書という、今の保険証と似たような形で資格がこちらにありますよというものを送らせていただきます。また、マイナ保険証を登録されている方につきましては、そういったトラブルがあるといけませんので、資格情報のお知らせというものを送らせていただきまして、この資格情報のお知らせというものが、現在の保険証と同じぐらいの大きさのものを切り取れるようなものにして、それをお持ちいただいて、もしマイナ保険証でトラブルがあったような場合にはその資格情報のお知らせの部分をご提示いただければ、診療ができるというような仕掛けになっているところでございます。

○鈴木委員

そうなのですか。結局何か保険証と変わらないという、そういうことで対応がされるということで、トラブルがあったとしても、そういう、今までと変わらない、それだったら保険証でいいのではないかという気もしますけれど、分かりました。だから、高齢者施設もそういう形で、マイナ保険証を預かるという形ではなくて、資格確認書というのはマイナ保険証の登録していない人に無条件に渡るものですよ。だけれど、資格情報のお知らせというのを高齢者施設とかでも、あればそれではできるといって、そういう対応がされるということですか。

○池田国保医療年金課長

マイナ保険証をマイナンバーカードに登録されている方につきましては、資格情報のお知らせというものを送らせていただきますので、マイナ保険証、マイナンバーカードで医療に本来かかるところでですけど、それでかかったときに、医療機関のほうでちょっとトラブルがあった場合には、資格情報のお知らせというものを見ることによって、その方の資格が確認できるというものでございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○ひがし委員

今、安全性のところの話について改めて確認させていただきたいと思うのですが、マイナンバー、少し不安を抱えている方々、いろいろとネットで調べていくとデジタル庁のところにQ&Aみたいな形で、こういう場合はこういう対応ですよとか、こういう安全性がありますよみたいなことでしっかりと書かれているというところを把握しているのですが、マイナンバーの安全に対して区の認識というところを改めて聞かせていただきたいというところと、品川区独自の安全対策など何か検討しているものがあればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長

マイナンバーの安全性とかにつきましては所管が違うところで、細かいところまでは言えないところでございますけれども、マイナンバーそのものの一つだけでは何も使えないもので、これで暗証番号を入

れることによって使えるものということになって、また、それによって犯罪のようなものに使うときには、マイナンバーカードが壊れるというようなことがたしかQ&Aには書かれてあったというような気がしておりますので、そこまででお答えとさせていただきます。

○ひがし委員

では、区独自の安全対策というところはまた、所管が違うからということでもいいですか。承知しました。

あと1点、この今回の通知、郵送で送られてくるということなのですけれども、マイナンバーは何かアプリとかありませんでしたか、そういうところで通知ではなくて郵送になった理由とかは、これは国が決めたものということでしょうか。

○池田国保医療年金課長

こちらの加入者情報というものは、マイナンバーそのものはもう国のほうで決めて、きちんとした形で交付させていただいているのですけれども、その情報がこのデータのほうにきちんとした情報として登録されていますよということを被保険者の方が確認していただくことによりまして、実際に医療機関でまだ保険証を使われている方が多いかと思えますけれども、マイナンバーカードを使っての診療を受診してくださいということを、安心して広く使っていただきたいということを周知するために、国のほうで通知した、情報の送付ということになっているものでございます。

○ひがし委員

あえて、では郵送することによって改めてきちんと登録されているのだなということが確認できるから郵送ということですか。

○池田国保医療年金課長

郵送されたもので下4桁を確認していただくことで、自分の情報が正しいのだということを理解していただいて、それで医療機関の受診をとということが趣旨でございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

2 行政視察について

○松永委員長

次に、予定表2の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会で正副案としてお示しした視察先および視察項目について先方と調整をさせていただき作成した、調査項目・日程案をサイドブックに掲載させていただきました。なお、先方の都合上、前回の正副案から、視察先および視察項目が変更になりました。

行程といたしましては、初日、10月29日火曜日の午後に、大分県で「福祉人材確保・育成について（外国人材の受け入れについて）」、2日目、30日水曜日の午後に、熊本県阿蘇市で「災害医療について」、そして最終日、10月31日木曜日の午前に、福岡県で「障害者の就労支援について」それぞれ視察してまいりたいと思います。

また、宿泊については、29日は大分市、30日は福岡市の予定で考えております。

それでは、この内容で視察を実施することとして、実際の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更などが出た場合は、正副一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

なお、次回の委員会で、事前の勉強会を行いたいと考えておりますが、既に先方から、事前に質問事項をお送りいただきたいとの依頼がございます。質問事項は、次回の勉強会を踏まえてご提出いただきたいと思っておりますが、各委員、それぞれ視察先について少しお調べしていただき、どういうことを先方に聞いて確認したいかなどを事前にご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○松永委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時35分閉会